

＜専門意見聴取会，カラフル（当事者団体），人権文化推進懇話会委員からの御意見を踏まえた要綱及び手引きの作成に係る本市の考え方＞

意見	本市の考え方
<p>受領証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 4 の紙の証明書があれば，様々な手続などの提出書類として活用でき，便利だと思ふ。</li> <li>・ 市長名で出していただくことが重要。</li> <li>・ 緊急連絡先の記載欄を設けてほしい。</li> </ul>	<p>本市の考え方</p> <p>意見のとおり様式を追加する。 ⇒要綱の様式第 2 号（受領証），第 3 号（受領カード）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受領証を見せられた相手に，この制度の趣旨や市が期待していることが，分かるような文言を記載してほしい。</li> </ul>	<p>意見のとおり，受領証の裏面に記載する。 ⇒要綱の様式第 2 号（受領証），第 3 号（受領カード）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通称名を記載できるようにしてはどうか。</li> </ul>	<p>受領証及び受領カードの表は，希望に応じ，氏名又は通称名を記載する。</p> <p>ただ，手続き上の書類として使用されることを考慮し，裏面の特記事項に，通称を使用する場合に，戸籍上の氏名を記載する。 ⇒要綱の様式第 2 号（受領証），第 3 号（受領カード）</p>
<p>＜手引きの Q3 について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受領証は，本人が必要な場合に提示し，相手方に理解と配慮ある行動を求める手助けになる。効果という点で解りやすく説明してもらえればと思ふ。</li> </ul>	<p>意見を踏まえ，どういった効果があるか，本市の具体的な取組事例も挙げて，説明するよう修正する。 ⇒手引きの「6 よくある質問」の Q 3（9 ページ）</p>
<p>＜受領証の裏面について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提示を受けた側にわかってもらいたいこと，しっかりと意識してもらいたいこととして，「本制度を…（中略）本人の同意なく口外しないでください。」というところもアンダーラインで強調してほしい。本人の意思を尊重した行動をとってもらえるように啓発の意味も込めて検討いただきたい。</li> </ul>	<p>意見を踏まえ，「本制度を…（中略）本人の同意なく口外しないでください。」を，アンダーラインで強調する。 ⇒要綱の様式第 2 号（受領証）</p>

	<p>&lt;再交付について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱第10条で宣誓書の保存年限が10年までとなっているが、10年経過後は廃棄されるということか。</li> <li>・要綱第7条で、保存されている場合に限り再交付が可能となっており、保存年限満了後に受領証を紛失し、再交付を受けたい場合は、再宣誓が必要か。</li> </ul>	<p>宣誓書は、本市公文書管理規則に則り、保存年限経過後は、廃棄する。その後、再交付を受けたい場合は、再度、宣誓していただくこととなる。</p>
<p>宣誓の手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国籍市民の方が宣誓する場合の必要書類を明記しておいた方がよい。</li> <li>・要綱及び手引きの外国語版は、作成されるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見のとおり、手引きに記載する。 ⇒手引きの「4 宣誓に必要な書類」(7ページ)</li> <li>・宣誓の要件、手続きの流れ、必要書類等を記載する本制度の周知チラシの英訳版を作成します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある方などで、市庁舎に赴けない事情がある方もいると思うので、対応を考えていただきたい。</li> </ul>	<p>来庁が困難な事情がある場合は、予約時に相談いただくよう、手引きに記載する。 ⇒手引きの「3 宣誓の手続きの流れ」(4ページ)</p>
<p>宣誓の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍上異性同士であっても排除するものではないと理解しているが、であればどちらかが性的少数者であることを求めなくてもいいのではないかと思う。</li> </ul>	<p>本市制度の趣旨は、性自認や性的指向を理由に、社会的にパートナーとして認められないことによる生きづらさや困難の解消である。事実婚を含めると、制度導入の意義が市民の方々にもわかりにくくなる面があり、まずは、性的少数者に焦点を当てた仕組みで実施したい。本制度については、実施後もニーズを把握する中で、より利用しやすいものとなるよう、必要に応じて、柔軟に対応してまいりたい。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれか一方が性的少数者(バイセクシャルやトランスジェンダーの場合など)の組み合わせを、手引きの中で例示しておくとう分かりやすいと思う。</li> <li>・在住要件に関して、今後、転入予定の方まで広げて、この制度を活用できる方が増える方向で検討していくのがよいと思う。</li> <li>・世田谷では、制度の認知度も高く、受領証を提示すること</li> </ul>	<p>手引きに例示する。 ⇒手引きの「6 よくある質問」のQ4(10ページ)</p> <p>他都市の転入者に対する運用を検討したが、手続きが煩雑なことや転入後の確認ができない場合の対応などの課題がある。まずは、少なくとも一方は、京都市民であることを要件として、実施したい。制度の実施に合わせて、周知用のチラシを作成し、広く啓発してまい</p>

	<p>で、転入者の賃貸住宅への入居がスムーズにいったという話は聞いた。京都では、まだ、それほどの効果はないと思う。まずは周知啓発が大事。(カラフルの意見)</p>	<p>る。</p> <p>本制度については、実施後もニーズを把握する中で、より利用しやすいものとなるよう、必要に応じて、柔軟に対応してまいりたい。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>未婚要件のところすべてに、海外の同性婚の場合は対象になること、及び、その場合は海外の婚姻証明書等でも証票として使用できることを追記しておいていただくと良いかと思う。</li> </ul>	<p>手引きに記載する。</p> <p>⇒手引きの「2 パートナーシップ宣誓ができる方」(3ページ)</p> <p>手引きの「よくある質問」のQ8(10ページ)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外での同性婚は、要綱第3条(3)に含まれるか。</li> </ul>	<p>含まれない。</p>
制度の法的効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>「法的な効果を有しない」ということだが、何の効果もないということではないと思う。このような文言を当事者が見るとがっかりしてしまう。</li> <li>たとえば市営住宅への入居や病院で同意書にサインができるようになるなど全く効果を有しないということではないと思う。</li> <li>この制度は理念的なものだが、生活の場面では実効性を持つということがわかるような文言にした方がよい。</li> <li>法律婚としての民法上の効果を有しないというニュアンスだと思うが、表現を工夫した方がよいと思う。</li> </ul>	<p>制度として、法的な権利や義務が発生しないことを、対外的に明示しておく必要があると考えるが、受領証の裏面及び手引きに、生活の場面で実効性を持たせるよう、この制度の趣旨や市が期待していることが分かるよう記載する。</p> <p>⇒要綱の様式第2号(受領証)、第3号(受領カード)</p> <p>手引きの「1 パートナーシップ宣誓を考えている方へ」(2ページ)</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>性的少数者でない事実婚を対象とするかなど、将来の課題になる部分が色々ある。この制度は、今後、市民のニーズに合わせた形で改善していく用意があるということを示せないか、検討してほしい。</li> <li>裁判所などから京都市に照会があるようなことも想定されるが、パートナーシップ宣誓制度を利用していることについて、どういった場合に、どこに対して情報を公開・公表するのか、あるいは基本的に提供しない方向なのか、あ</li> </ul>	<p>本制度については、実施後もニーズを把握する中で、より利用しやすいものとなるよう、必要に応じて、柔軟に対応してまいりたい。</p> <p>収集した個人情報は、京都市個人情報保護条例に基づき取り扱うが、本制度に関する情報は、個人情報の中でも特に慎重に取り扱うべきセンシティブな情報と認識している。</p> <p>例えば、裁判所等からの照会が、法令に基づくものであれば、法律の</p>

	<p>らかじめ決めておいたほうが、混乱がなくて済むと思う。 アウトティングにつながる危険性がある。</p>	<p>範囲内で対応する。 また、「別の方とパートナーシップを形成していないこと」の確認については、宣誓の際の確認事項として、宣誓者にチェックしてもらうことを想定しており、パートナーシップ宣誓制度を導入しているほかの自治体と宣誓者の情報を共有することは、現時点では想定していない。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱第4条に「代書」とあるが、ほかの個所では「代筆」となっている。</li> <li>・代筆できるのは市職員及び双方立ち合いのもとでできるとあるが、双方のうちどちらかの方に限定されるか。</li> </ul>	<p>表現は、「代筆」に統一する。</p> <p>個別の事情に応じて、市職員が代筆するなど柔軟に対応する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返還届（様式第5号） 返還者は宣誓者に限ると記載されており、(宣誓者)と(返還者)のそれぞれの記入欄を別に設ける必要はあるか。誰がいつどの理由で返還したのかが明確になれば、少しでもシンプルな方がいいと思うが。</li> </ul>	<p>宣誓要件に該当しなくなったときは、宣誓者が、受領証を市に返還することを求めている。誰が、返還届を提出し、受領証を返還されたかを記録しておくために、返還者の欄を設けている。</p>